

# 概要版

## 第2次静岡市子ども・若者育成プラン

～人とのつながりを大切にし、  
すすんで社会に参画する子ども・若者を育む～



静岡市

## 策定の背景と目的

次代を担う子ども・若者が人とのつながりを大切に、円滑な社会生活を営むことができるとともに、日々幸せな家庭生活を送ることができるよう環境を整えていくことは、社会を構成するすべての組織及び個人の使命であります。

しかしながら、少子化傾向に歯止めが掛かっていないことや核家族化・情報化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変わっています。このような中、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されるとともに、子ども・若者による犯罪や非行、いじめ、被虐待なども相変わらず深刻な問題となっています。さらに、ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者がクローズアップされています。

こうした背景の中、平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークづくりを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行されました。

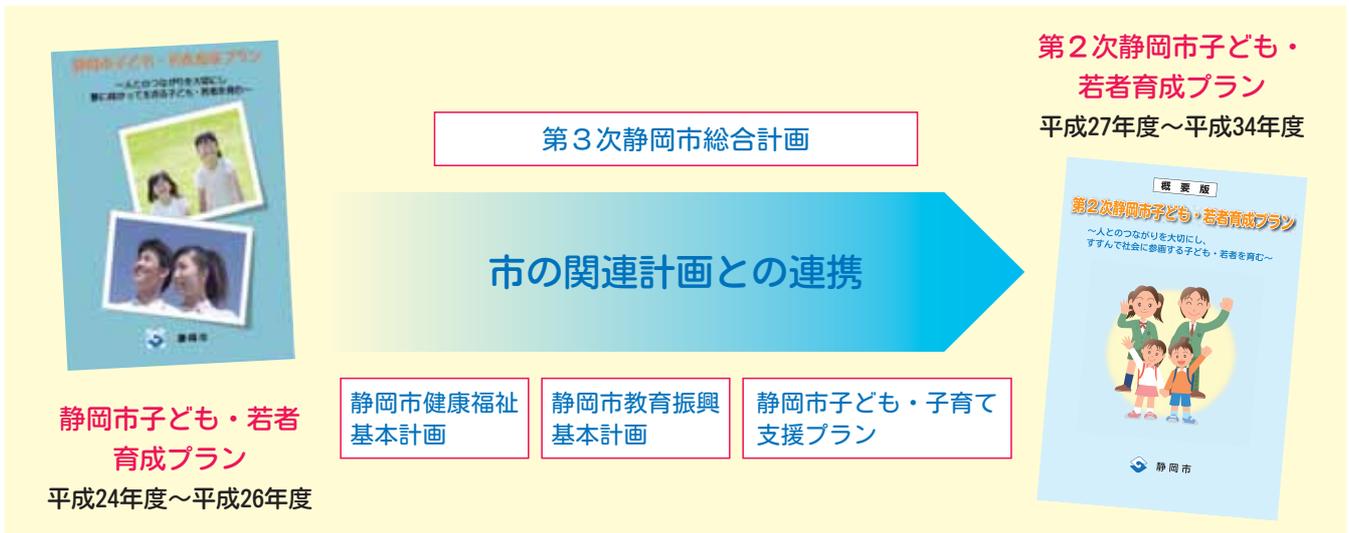
静岡市においては、平成24年3月に「静岡市子ども・若者育成プラン」を策定し、本市の基本的な方向を明確にするとともに、具体的な施策を体系的かつ総合的に実施し、子ども・若者が夢と希望を語ることができる地域社会づくりに努めてきました。

今回、同プランの計画期間が平成27年3月をもって終了となるため、プランの検証を行ったところ、基本理念や基本目標等は前プランを概ね引継ぎながら、最新の子ども・若者実態調査の結果を踏まえ、静岡市青少年問題協議会での審議等を経て、「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」を策定することとしました。

## 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づく市町村子ども・若者計画です。

また、「第3次静岡市総合計画」、「静岡市子ども・子育て支援プラン」、「静岡市健康福祉基本計画」、「静岡市教育振興基本計画」、など本市における他の計画との整合を図り、相互に連携して計画を推進していきます。



## 計画の期間

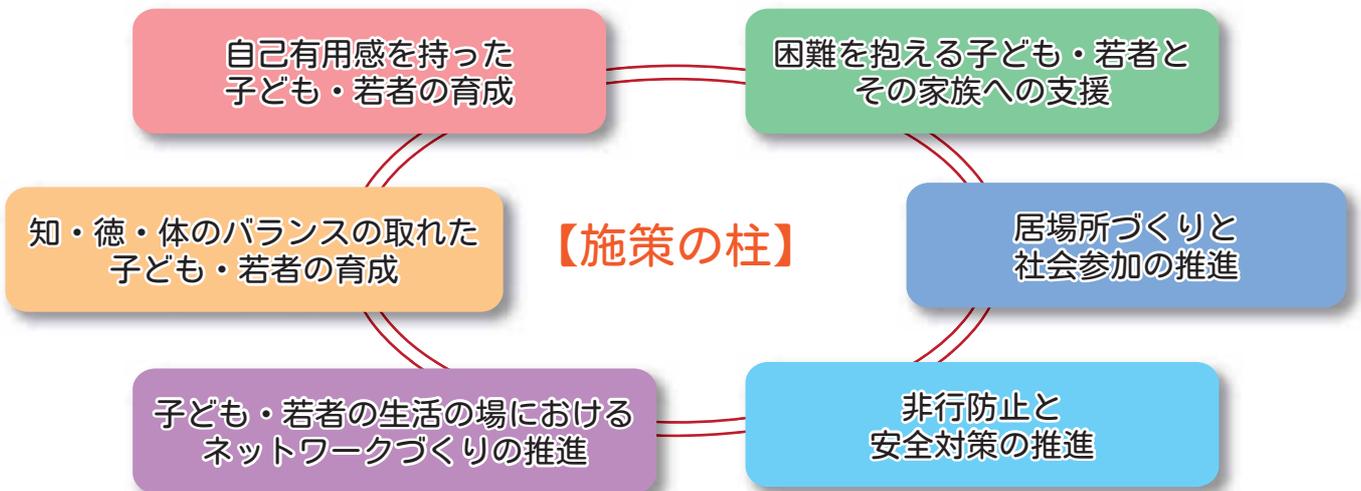
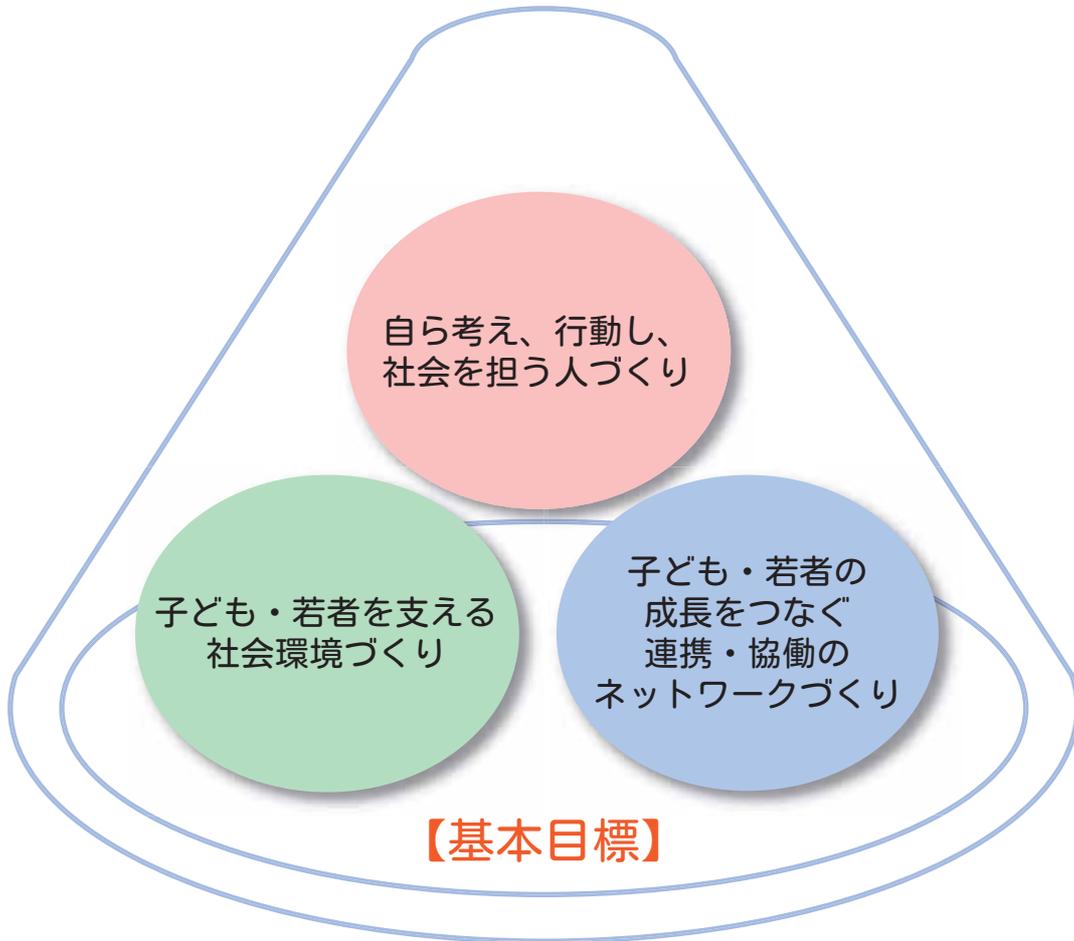
計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

## 計画の対象

「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づき、対象年齢を0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満）とします。

【基本理念】

人とのつながりを大切にし、  
すすんで社会に参画する子ども・若者を育む



## 施策の柱



### ★基本目標1 自ら考え行動し、社会を担う人づくり

#### 1 自己有用感を持った子ども・若者の育成

子ども・若者の自己肯定感の醸成や他者とのコミュニケーション能力の向上などを目指し、社会に積極的に関わる子ども・若者を育むため、成長段階に応じてスポーツ、社会体験、生活体験、集団体験活動や自然・文化・歴史に触れる体験など様々な体験や学習機会の提供を図ります。

#### 2 智・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

変化の激しい時代を、たくましくそしてしなやかに生きぬくとともに、社会を能動的に形成する者となるため、学ぶ意欲、学力、豊かな心と健やかな体を兼ね持つ「知・徳・体」のバランスのとれた子ども・若者を育成する、プログラムを推進していきます。

### ★基本目標2 子ども・若者を支える社会環境づくり

#### 3 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、障がいなど困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するとともに、複合的な要因から生じる問題の解決を図るため、支援地域協議会を中心とするネットワークづくりを進めていきます。

#### 4 非行防止と安全対策の推進

非行の防止、環境の浄化、氾濫する情報や犯罪から子ども・若者を守るため、子ども・若者に対する啓発とともに、市民・事業者への啓発、地域ぐるみの活動を通し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### ★基本目標3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり

#### 5 居場所づくりと社会参加の推進

安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動拠点づくり及び指導者養成など活動の仕組みづくりを推進するとともに、子ども・若者の主体的活動を支援し、社会参加の推進を図ります。

#### 6 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

地域ぐるみの子ども・若者の育成を推進するため、地域住民の参加意識の高揚、健全育成活動の充実 学校・家庭・地域・職場の連携による家庭への支援や学校教育における地域の人材活用などを図り、つながりあう活力ある社会を目指します。

## 施策の柱1 自己有用感を持った子ども・若者の育成

- ①命の大切さを知り思いやりを学ぶ体験活動を充実する
- ②規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する
- ③地域に愛着を持ち、地域の発展に貢献する人材を育てる
- ④グローバル化の視点に立ち、視野を広げる社会体験、国際交流や学習の機会を提供する

**重点事業** ・道徳教育の充実 ・放課後児童クラブ運営事業  
 ・青少年国際親善交流事業

## 施策の柱2 智・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

- ①確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める
- ②多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む
- ③生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるように、健やかな体の育成に取り組む
- ④一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

**重点事業**  ・放課後子ども教室推進事業 ・学力アップサポート事業

## 施策の柱3 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

- ①ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者とその家族を支援する
- ②障がいのある子ども・若者とその家族を社会全体で支援する体制を充実する
- ③子ども・若者の虐待、いじめ等を防止する
- ④経済的困難を抱える家庭の子ども・若者を支援する

**重点事業** ・ひきこもり支援の充実 ・適応指導教室の運営 ・子ども・若者相談事業  
 ・特別支援教育推進事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業  
・児童相談体制の充実

## 施策の柱4 非行防止と安全対策の推進

- ①子ども・若者を取り巻く環境の整備に努める
- ②子ども・若者の非行、問題行動の防止に取り組む
- ③情報モラルの向上と安全利用の推進を図る
- ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

**重点事業** ・青少年育成センター事業 ・薬物乱用防止教室 ・情報モラル教育の推進  
 ・地域防犯パトロールの推進

## 施策の柱5 居場所づくりと社会参加の推進

- ①子ども・若者が地域に主体的に関わる機会を提供する
- ②子ども・若者の自立と社会参加を支援する
- ③子ども・若者の主体性を伸ばすとともに、子ども・若者リーダーを養成する
- ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

**重点事業** ・地域防災訓練への参加促進 ・学生スクールボランティア  
 ・青少年研修センターの運営

## 施策の柱6 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

- ①個々の課題に応じた相談体制の充実
- ②家庭・学校・地域・民間（事業者）が協力して子ども・若者の育成を目指す活動に取り組む
- ③家庭教育の支援を充実する
- ④地域を支える人材を活用し、地域の力を強化する

**重点事業** ・カウンセリング講座 ・スクールカウンセリング事業 ・子ども・若者相談事業  
 ・子ども・若者支援地域協議会の運営 ・学校応援団推進事業 ・家庭教育学級

## 推進体制

### ■静岡市青少年育成推進委員会

子ども・若者関連事業実施部局の職員を委員とする「静岡市青少年育成推進委員会」において、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、子ども・若者施策の総合的な取組を推進していきます。

### ■静岡市青少年問題協議会等との連携

学識経験者、関係機関や団体の代表者などで構成する「静岡市青少年問題協議会」の意見等を施策に反映するよう努めます。

また、この協議会に本プランの進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取することで推進上の課題を検証するとともに、各機関・団体の連携による施策の推進を図ります。

### ■市民との連携・協働による計画の推進

基本目標の一つである「子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり」の実現に向けて、広報紙やホームページなどを活用して、各種施策・事業の実施状況などを広く市民に公開するとともに、啓発活動を通じて、市民一人ひとりの子ども・若者の育成に対する意識の向上を目指します。

また、学校・家庭・地域・NPO等団体・事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携することで、活動の促進を図ります。



## 進行管理

毎年、子ども・若者関連事業の実施状況の検証を行い、この結果を「静岡市青少年問題協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証するよう努めます。

また、実態調査を必要に応じて実施し、子ども・若者や保護者等の意識や行動を把握します。

これらの方法により、各種事業を通じた子ども・若者育成施策の効果を測るとともに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な施策・事業を展開していくため、計画の見直しも行います。

子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐにはあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。現在の事業を継続するとともに、社会情勢により変化する市民のニーズに応えるため、新たな事業を実施するなど多彩なメニューを提供していきます。

また、下記のとおり目標を設定し、目標実現に向けて努めていきます。

対象	指標	目標
子ども・若者関連事業の進捗状況	関連事業の実施計画ごとの評価	全事業における評価「A（目標の8割以上達成）」の達成

子ども・若者関連事業の実施計画ごとに成果指標を設定し、目標を確実に達成できるよう努めていきます。